

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 2 8 日作成

法 令 名：風営適正化法
抛 抛 条 項：第 3 1 条の 2 3 において準用する第 7 条第 5 項
処 分 の 概 要：相続の承認による許可証の書換え
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： ・ 法第 3 1 条の 2 3 において準用する第 7 条第 1 項(相続の承認) ・ 規則第 1 条(書換え申請書の提出) ・ 規則第 8 5 条において準用する第 1 7 条(許可証の書換えの手続)
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課(係)
備 考：